

第4章 総務部

総務部

1. 歴代三役
2. 行政組織図
3. 情報公開
4. 個人情報保護
5. 総合防災
6. 市民組織への助成
7. 市民相談
8. 防犯
9. 路上喫煙の防止
10. 市民活動団体支援金交付制度
11. 市民活動サポートセンター
12. 消費生活
13. 戸籍・住民登録・旅券(パスポート)
14. 人事・給料
15. 職員研修

1. 歴代三役

(1) 市長

代	氏名	就任年月	退任年月
1	兼子通純	昭和 42・1	昭和 42・4
2	兼子通純	42・4	46・4
3	仲村和平	46・4	50・4
4	仲村和平	50・4	54・4
5	仲村和平	54・4	58・4
6	仲村和平	58・4	62・4
7	仲村和平	62・4	平成 3・4
8	仲村和平	平成 3・4	7・4
9	大澤一治	7・4	11・4
10	大澤一治	11・4	14・12
11	豊田俊郎	15・1	19・1
12	豊田俊郎	19・1	23・1
13	豊田俊郎	23・1	25・4
14	秋葉就一	25・5	29・5
15	服部友則	29・5	令和 3・5
16	服部友則	令和 3・5	現職

(2) 助役

代	氏名	就任年月	退任年月
1	山崎文吉	昭和 42・1	昭和 42・8
2	藤原弘三	42・10	46・9
3	藤原弘三	46・10	50・9
4	藤原弘三	50・10	54・9
5	富岡秀夫	54・10	58・10
6	富岡秀夫	58・10	62・10
7	富岡秀夫	62・10	平成 3・10
8	富岡秀夫	平成 3・10	7・4
9	芳野彰夫	7・6	10・3
10	松村護	10・4	14・3

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
11	奥 山 智	14・4	16・3
12	武 田 好 夫	16・4	19・3

※ 地方自治法の一部改正により、助役制度に代えて副市長制度を発足。
(平成19年3月31日)

(3) 副 市 長

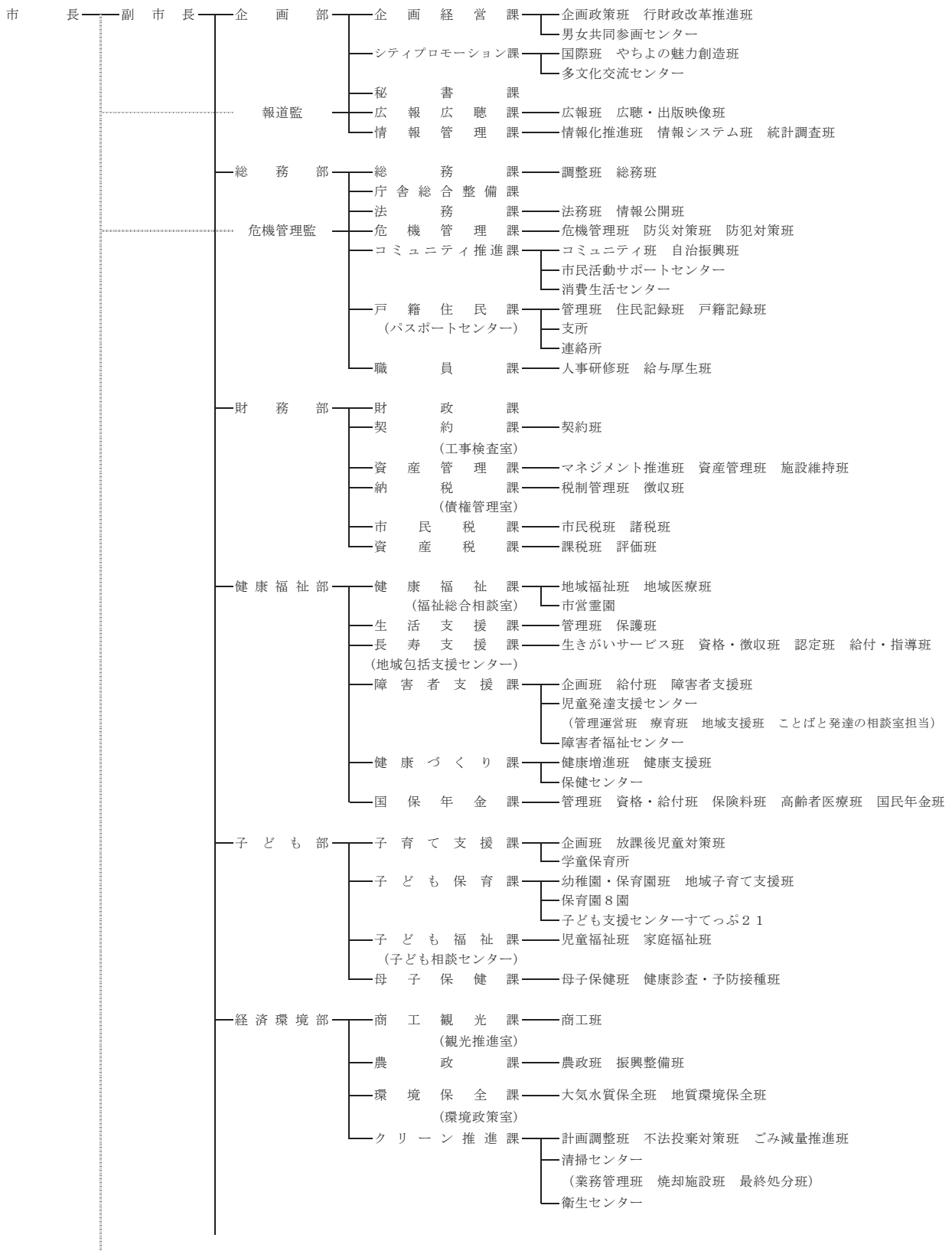
代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
1	武 田 好 夫	平成 19・4	平成 20・3
2	竹 之 内 正 一	20・4	24・3
3	竹 之 内 正 一	24・4	25・7
4	伊 勢 田 洋 彰	29・7	31・3
5	小 野 田 吉 純	31・4	令和 3・3

(4) 収 入 役

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
1	花 澤 節	昭和 42・1	昭和 45・2
2	花 澤 節	45・2	49・2
3	花 澤 節	49・2	53・2
4	花 澤 節	53・2	54・10
5	仲 村 壽 治	54・11	58・10
6	大 野 貞 治	58・11	62・10
7	大 野 貞 治	62・11	平成 3・10
8	立 石 光 男	平成 3・11	7・4
9	菅 澤 稔	7・6	11・5
10	奥 山 智	11・7	14・3
11	秋 山 幸 夫	14・4	16・3
12	田 中 芳 夫	16・4	19・3

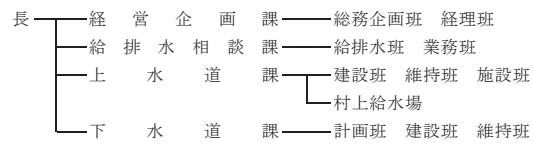
※ 地方自治法の一部改正により、収入役制度が廃止され、同日付を持って退職。
(平成19年3月31日)

2. 行政組織図 (令和3年4月1日現在)





事業管理者——上下水道局——局



〔公益財団法人〕

八千代市地域振興財団——事務局

〔社会福祉法人〕

社会福祉協議会——事務局

身体障害者福祉会——事務局

3. 情報公開

本市の情報公開制度は、平成3年10月に施行された八千代市公文書公開条例に始まり、今年で30年目を迎えました。

平成11年、制度及び運用面について条例の見直しを行い、平成12年10月から八千代市情報公開条例として、新たなスタートをしました。

制度改正の概要は、

- ① 地方自治の本旨に即した市政を推進する上で、情報公開制度が必要不可欠であること及び市民の知る権利がこの制度を推進する上で大きな役割を果たした事等、この条例を制定する理念を前文に宣明したこと
- ② 目的規定に「市政に関しその諸活動を市民に説明する責務」いわゆる行政の説明責任を明記したこと
- ③ 議会が実施機関となることを定義において規定したこと
- ④ 対象となる公文書の範囲を「組織共用」文書に拡大するとともに、電磁的記録についても対象としたこと
- ⑤ 請求権者を広義の市民、利害関係人から「何人」に拡大したこと、などです。

また、情報公開制度の一環として、平成13年4月から「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」に基づき、審議会や協議会、委員会などの会議を傍聴できるようにしました。

会議公開制度は、情報公開条例と同様に、市の行政運営の公開性を高め、市政への市民参加を一層推進し、公正で開かれた市政の発展を目指すもので、公開された会議の会議録については閲覧に供するとともに、平成20年度からは市ホームページに掲載するようになりました。

さらに、平成15年4月から、市が2分の1以上出資等している(財)文化振興財団(現(公財)八千代市地域振興財団)などの法人について、情報公開制度をスタートさせました。

そして、平成17年12月に条例の一部改正を行い、指定管理者制度の導入に伴う指定管理者についての規定を新たに設け、平成18年4月から指定管理者についての情報公開制度をスタートさせました。

平成27年12月には行政不服審査法の改正に伴う不服申立の審査手続についての規定の改正を、平成31年3月には開示請求の手続等についての規定の改正をそれぞれ行いました。

●これまでの主な経緯

昭和61年	文書管理（ファイリング・システム）体制の確立
昭和62年	情報公開制度の検討委員会設置
平成2年5月	市民意識調査・職員意識調査を実施
平成2年10月	情報公開制度検討委員会から市長へ検討結果を報告
平成2年11月	情報公開制度懇話会設置
平成3年1月	情報公開制度懇話会から市長へ答申
平成3年3月	公文書公開条例案を議会へ上程、可決
平成3年10月	公文書公開条例施行
平成11年1月	公文書公開審査会において制度見直しの手法等について検討
平成11年5月	市民等からの意見募集
平成11年6月	市民意見発表会
平成11年9月	公文書公開審査会から市長へ「情報公開制度のあり方について」提言
平成12年3月	公文書公開条例を廃止し、情報公開条例案を議会へ上程、可決
平成12年10月	情報公開条例施行
平成13年4月	審議会等の会議の公開に関する要領施行
平成15年4月	出資等法人の情報公開制度を施行
平成18年4月	指定管理者制度の導入に伴う改正情報公開条例を施行 指定管理者の情報公開制度を施行
平成28年4月	行政不服審査法の改正に伴う不服申立て審査手続についての規定を改正した 改正情報公開条例を施行
平成31年4月	請求手続等についての規定を改正した改正情報公開条例を施行

令和2年度情報公開制度の実施状況

(1) 公文書開示請求・申出の状況

令和3年3月31日現在

年度	請 求			申 出			合 計		
	実人数	請求 件数	処理 件数	実人数	申出 件数	処理 件数	人数	請求・申出 受付件数	請求・申出 処理件数
平成12～29	958	2,212	2,846	26	36	39	984	2,248	2,885
平成30	71	238	347	4	4	4	75	242	351
令和元	80	230	299	3	3	3	83	233	302
令和2	83	311	476	6	13	14	89	324	490

※八千代市情報公開条例 平成12年10月1日施行

※申出は、開示請求対象公文書が、平成3年度以前に作成又は取得されたもの。

(2) 実施機関別公文書開示請求・申出の内訳

令和3年3月31日現在(件)

実施機関	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	請求	申出	請求	申出	請求	申出
議 会	3		4		9	1
市 長	220	4	159	3	245	7
総務企画部	10		4		3	
財 務 部	21		19		21	1
健康福祉部	33		12		13	
子ども部	13		21		42	
生涯学習部	12		6		31	
安全環境部	29	1	21	1	32	
都市整備部	97	3	76	2	100	6
産業活力部	4				3	
会 計 課	1					
教育委員会	52		36		83	1
選挙管理委員会	1		6		4	1
監 査 委 員			3		2	1
農業委員会			2		2	1
固定資産評価審査委員会			2		1	
消 防 長	13		15		18	1
事業管理者	58		72		112	1
合 計	347	4	299	3	476	14

(3) 公文書開示請求・申出の処理状況

令和3年3月31日現在(件)

年度	区分	処 理 状 況						
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	取下げ	却下	合計
平成12～29	請求	1,555	773	392	11	115		2,846
	申出	4	19	11		4	1	39
	小計	1,559	792	403	11	119	1	2,885
平成30	請求	227	70	25	2	23		347
	申出		3			1		4
	小計	227	73	25	2	24		351
令和元	請求	195	55	23	3	23		299
	申出		2			1		3
	小計	195	57	23	3	24		302
令和2	請求	268	67	40		101		476
	申出	1	4			9		14
	小計	269	71	40		110		490

(4) 審査請求の状況(平成28年度までは不服申立て件数)

令和3年3月31日現在(件)

年度	区分	件数	処 理 状 況								
			却下	決定取消	検討中	取下げ	情報公開審査会へ諮問		認容	一部認容	棄却
							審査中	審査待ち			
平成12～29		59		7		8			9	2	33
平成30		4				1				1	2
令和元		2				2					
令和2		2					1				1

(5) 会議の公開

令和2年度は、96の審議会等(所管課・室39)が対象で、延べ90回の会議が開催されました。この内、60の会議が公開され、傍聴者28会議で68名でした。

(6) 出資等法人の情報公開

令和2年度は、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、(公財)八千代市環境緑化公社、(株)八千代市水道サービスに対する開示申出はありませんでした。

(7) 指定管理者の情報公開

令和2年度は、オーエンス・TRCグループ、八千代市文化・スポーツ振興財団 八千代市体育協会共同事業体、(福)八千代市社会福祉協議会、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、八千代市ゆりのき台PFI(株)、(株)セイウン、八千代未来創造グループ、やちよ農業の輪共同事業体、(株)サンワックスに対する開示申出はありませんでした。

4. 個人情報の保護

個人情報保護制度は、行政機関や事業者が行政運営や経済活動を行う上で多くの個人情報を持っていることから、その取扱いが適正であるようルールを設け、市民が自分の個人情報をコントロールする権利を定めることで、信頼される市政を目指すものです。

本市では、「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を平成11年4月に「個人情報保護条例」として全面的に改正し、電子計算機処理だけでなく、手作業処理による個人情報の保護を対象に加えるとともに、市内の事業者が保有する個人情報についても自主的に適正な取扱いを行うよう協力を求めるなど、より総合的な制度へと発展させました。

また、平成15年4月から、市が2分の1以上出資等している(財)文化振興財団(現(公財)八千代市地域振興財団)などの法人について、個人情報保護制度をスタートさせました。

さらに、平成16年3月に条例の一部改正を行い、職員等が個人情報を不正な利益を図る目的で提供した場合などにおける罰則規定を新たに設け、平成16年10月から施行しました。

その後、指定管理者についての個人情報保護制度の導入(平成18年4月)、特定個人情報の取扱いの追加(平成28年1月)、個人識別符号等の規定の追加(平成31年4月)等の条例改正を行い、その保護を図っています。

●これまでの主な経緯

昭和62年3月	電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例施行
平成7年3月	制度の見直しのため個人情報保護制度検討委員会設置
平成10年2月	個人情報保護制度検討委員会から市長へ検討結果を報告
平成10年3月	検討結果を踏まえ個人情報保護制度懇話会設置
平成10年7月	個人情報保護制度懇話会から市長へ「個人情報保護制度のあり方について」提言
平成10年9月	電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止し、個人情報保護条例案を議会へ上程、可決
平成11年4月	個人情報保護条例施行
平成15年4月	出資等法人の個人情報保護制度を施行
平成16年10月	罰則規定を追加した改正個人情報保護条例を施行
平成18年4月	指定管理者制度の導入に伴う改正個人情報保護条例を施行 指定管理者の個人情報保護制度を施行
平成28年1月	特定個人情報の取扱い等についての規定を追加した改正個人情報保護条例を施行
平成28年4月	不服申立の審査手続についての規定を改正した改正個人情報保護条例を施行
平成31年4月	個人識別符号等についての規定を追加した改正個人情報保護条例を施行

令和2年度個人情報保護制度の運用状況

(1) 自己情報の請求状況

令和3年3月31日現在(件)

年 度	開 示 請 求			訂 正 請 求			削 除 請 求			中 止 請 求			合 計		
	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数
平成11~29	149	295	371	2	2	2							151	297	373
平成30	13	20	20										13	20	20
令和元	14	30	31										14	30	31
令和2	15	22	26										15	22	26

(2) 開示請求に対する処理状況

令和3年3月31日現在(件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	開 示	部分開示	不開示	(うち不存在)	取下げ	非訂正		
平成11~29	101	74	185	184	11	2	373	
平成30	11	7	1	1	1		20	
令和元	21	8	1	1	1		31	
令和2	15	8	3	3			26	

(3) 審査請求の状況(平成27年度までは不服申立て件数)

令和3年3月31日現在(件)

年 度	件 数	処 理 状 況								
		却 下	決定取消	検討中	取下げ	個人情報保護 審査会へ諮問		認 容	一部認容	棄 却
						審査中	審査待ち			
平成11~29	151		1					4	3	143
平成30	-									
令和元	1				1					
令和2	-									

(4) 出資等法人の個人情報保護

令和2年度は、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、(公財)八千代市環境緑化公社、(株)八千代市水道サービスに対する自己情報の開示申出はありませんでした。

(5) 指定管理者の個人情報保護

令和2年度は、オーエンス・TRCグループ、八千代市文化・スポーツ振興財団 八千代市体育協会共同事業体、(福)八千代市社会福祉協議会、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、八千代ゆりのき台PFI(株)、(株)セイウン、八千代未来創造グループ、やちよ農業の輪共同事業体、(株)サンワックスに対する自己情報の開示申出はありませんでした。

(6) 個人情報取扱事務登録状況

令和3年3月31日現在(件)

実施機関	登録数
議会	3
市長	468
企画部	27
総務部	58
財務部	27
健康福祉部	141
子ども部	62
経済環境部	68
都市整備部	84
会計課	1
教育委員会	98
選挙管理委員会	12
監査委員	1
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	1
消防長	38
事業管理者	30
合計	652

個人情報取扱事務登録の主な項目

- ・事務の名称
- ・事務を所管する組織の名称
- ・事務の目的及び個人情報の収集理由
- ・対象者の範囲
- ・個人情報の記録項目
- ・要配慮個人情報の収集(収集根拠含む)
- ・主な収集先及び提供先
- ・経常的な自的外利用の有無
- ・特定個人情報の有無
- ・電子計算機処理の有無
- ・オンライン結合の有無

5. 総合防災

(1) 防災体制

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定により、「八千代市地域防災計画」を定め、地震、台風、その他の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するために総合的かつ計画的な防災体制の整備推進を図っています。

(2) 自主防災組織の育成・強化

① 災害時の被害の軽減を図るための初期消火、応急救護、避難等の防災活動を行うべく市民が自主的に結成した防災組織に対し、防災資機材の購入及び活動に要する経費の補助等を行い、自主防災組織の育成・強化に努めています。

事業名	内容
自主防災組織補助金	<p>自主防災組織に、組織の活動を奨励するための経費として、毎年交付します。</p> <p>1. 新規に結成した自主防災組織 75,000円+(世帯数×1,000円)【限度額30万円】</p> <p>2. 次年度以降 ア. 25世帯まで10,000円 イ. 25世帯を超えるとき 10,000円+200円×(世帯数-25)【限度額5万円】</p>
消火器薬剤の無償詰め替え	<p>自主防災組織が初期消火活動及び消火訓練に使用した消火器について、無償詰め替えをします。</p> <p>1. 火災の初期消火活動に使用した消火器(消防の証明が必要、本数の制限なし)</p> <p>2. 危機管理課又は消防の指導下の消火訓練に使用した消火器(危機管理課又は消防の証明が必要、年度内1回、10本を限度)</p>

② 市民の自主防災組織の結成促進と防災知識の普及のために、各種行事やパンフレットの配布等を通して、自主防災組織の重要性を呼びかけています。

③ 自主防災組織のリーダー等の養成のために、研修会を実施しています。

(3) 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協働体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を実施しています。

(4) 情報伝達体制の整備

① 防災行政用無線整備（固定系・移動系）

災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達の確立の必要性から防災行政用無線、防災ラジオ(防災行政用無線受信機能付ラジオ)及びデジタルMC A無線(移動系)を整備しています。また、防災行政用無線（固定系）のデジタル化再整備事業を実施しています。

a 固定系

親局（無線操作卓）からの放送は、市内各所に設置された子局（屋外拡声装置）及び公共施設等に設置された戸別受信機（屋内受信機）を通じて、災害時には市民を避難させたり災害情報を伝達するとともに、平常時には市行政の周知連絡に運用します。

また、土砂災害警戒区域に住所を有する世帯及び大雨による浸水被害を受けた世帯に対して、防災ラジオを貸与しています。

整備状況（令和3年3月31日現在）

種別	整備基数
親局	1
遠隔制御装置	1
子局	121
戸別受信機	132
防災ラジオ	995

b 移動系

基地局・半固定局・携帯型無線局との間で、災害時の情報収集や応急対策の指示・伝達に活用します。

整備状況（令和3年3月31日現在）

種別	整備基数
基地局	1
半固定局	7
携帯型無線局	126

② 防災情報のメール配信

防災情報の伝達方法の多様化を図るため、携帯電話等へ防災情報のメール配信を行っています。

また、メール配信と併せて、緊急速報メール及びツイッターへの配信を行っています。

③ 自動電話応答装置の整備

固定系子局から放送された内容を自動で録音し、専用電話番号で応答することにより、情報伝達体制の確保を図っています。

(5) 災害対策施設等整備

① 防災倉庫及び災害用井戸の整備

市役所及び避難所等となる市立小・中学校全校に設置している防災倉庫に、非常用食料、生活必需品、その他の災害対策用資機材の分散整備を行っています。

また、生命維持の上から最低限必要な飲料水及び生活用水の確保を図るため、災害用井戸も併せて設置し、交通途絶時にも円滑な救援活動が図れるような体制を確立します。

② 避難環境の整備

避難場所の周知を図るため、市民等を避難場所まで円滑に誘導する避難場所誘導表示板（巻看板）や夜間・停電時にも自然光にて対応できる避難場所案内表示板、照明付避難場所標識柱を避難場所の出入口付近等に設置しています。また、災害時に無料で利用できる発信専用の災害時用公衆電話を避難所に整備しています。

(6) 災害時における支援体制の整備

災害時に積極的な協力が得られるよう、防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公益的団体や重要な施設の管理者（市内各団体・事業所）との協定締結を促進します。

6. 市民組織への助成

市民組織（区、自治会等）は、親睦事業、福祉活動、環境美化活動や防災・防犯活動等を通して、住民同士が協力しあって、地域を住みよくするために結成された地域団体です。

令和3年4月1日現在、250の市民組織があります。

市では、市民組織へ次の補助金を交付し、活動を支援しています。

(1) 市民組織補助金

市民組織の健全な育成及び地域社会づくりのための活動を行う事業に対し助成。

1世帯につき300円（年額）

(2) 集会施設設置・増改築・修繕事業補助金

集会施設の用地取得・新築(購入)・増改築・修繕事業に対し助成。

補助事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
用地取得事業	用地の取得に要する費用	補助対象経費に10分の5を乗じて得た額（ただし、10円未満の端数は切り捨てる。）	10,000,000円
設置事業	建物の建築又は既存建物の取得に要する費用		
増改築事業	集会施設の増築又は改築に要する経費		
修繕事業	基礎、土台、柱、はり、外壁、屋根、階段又は給排水設備等主に集会施設の存立に必要な不可欠な部分の修繕費用		2,500,000円

(3) 集会施設管理運営補助金

集会施設の管理運営事業に対し助成。

前年度の電気料金×5/10（10円未満の端数は切り捨て）

(4) その他の補助金

(1)から(3)のほかに、市民組織の連合体である八千代市自治会連合会に補助金を交付し、活動を支援しています。

7. 市民相談

市民から寄せられる生活上の諸問題に応ずるため「市民相談」を実施しています。

市民相談業務状況

区 分 \ 年 度	30	元	2
行 政 相 談	20 件	9 件	3 件
法 律 相 談	810	789	407
交 通 事 故 相 談	27	22	16
登 記 ・ 測 量 相 談	59	65	45
税 務 相 談	95	104	71
宅 地 建 物 相 談	20	16	13
行 政 書 士 相 談	20	27	11
合 計	1,051	1,032	566

8. 防 犯

市では、地域住民、自治会、警察及び防犯組合連合会と緊密に連携を取りながら、防犯活動に取り組むとともに、防犯灯及び防犯カメラの整備・充実に努めています。

(1) 防犯に関する情報の提供

防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発を図るため、電子メール配信、防災行政用無線、市広報紙及びホームページにより、犯罪発生情報及び不審者情報等の迅速な提供を行っています。

(2) 自主防犯組織への支援

地域における犯罪発生防止のために自主的な活動を行う八千代市防犯組合連合会に対し、補助金を交付し、活動を支援しているほか、自治会等が結成する自主防犯組織に対するパトロール用物資の貸出しによる支援を実施しています。

(3) 防犯灯の設置及び維持管理

市内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行っています。

(4) 防犯カメラの設置及び維持管理

犯罪の予防を目的とし、早期の事件解決にもつながることから、自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費に対して補助金を交付しています。

また、市で設置した防犯カメラの維持管理を行っています。

9. 路上喫煙の防止

平成22年1月から「八千代市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例により、市民等は、市内のすべての道路などで、歩行している間または自転車に乗車している間は、路上喫煙をしないよう努めなければならないとされています。また、同年7月1日からは勝田台駅周辺、平成23年7月1日からは八千代緑が丘駅周辺、平成25年10月1日からは八千代台駅周辺及び八千代中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。路上喫煙禁止区域で喫煙した場合は2,000円の過料が科されます。

10. 市民活動団体支援金交付制度

市民活動を通じて、豊かで活力のあるまちづくりを促進するため、18歳以上の市民の選択届出に基づき、ボランティア団体やNPO団体などの市民活動に対し、支援金を交付しました。

※平成28年度まで、選択届出できる人は、前年度の個人市民税を納めた人でしたが、平成29年度からは、18歳以上の市民としました。また、市民1人当たりの支援金額は、個人市民税の1%相当額を18歳以上の市民の人口で割り返した額としました。

○実施状況

年度	支援対象 団体数	支援金 交付申請額	届出人数 (有効届出人数)	届出金額	支援金 交付決定額	支援金確定額
30	34団体	4,961,599円	7,057人 (6,781人)	3,498,371円	3,253,752円	3,177,544円
元	37団体	6,410,576円	6,926人 (6,355人)	4,825,014円	3,851,825円	3,708,501円
2	22団体	4,599,550円	6,597人 (5,956人)	4,525,787円	3,625,966円	3,520,582円

11. 市民活動サポートセンター

様々な市民活動を支援する拠点施設として、「交流支援」（利用者相互の交流や他機関との連携の促進）、「活動支援」（事務的な活動の場の提供や相談事業の実施）、「情報支援」（情報収集と発信の場の提供）等の事業を実施しています。

(1) 施設の概要

所在地：ゆりのき台5-30-6

開設年月日：平成14年12月7日

延床面積：241.1㎡

施設内容：情報・展示コーナー、交流サロン、フレキシブルスペース、
ワーキングコーナー

利用時間：日・火・水・金曜日 午前9時～午後5時
土曜日 午後1時～午後9時

休所日：月・木曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用状況

年度	利用者数	機器利用者数
30	5,975人	2,839人
元	5,293人	2,346人
2	2,607人	1,139人

12. 消費生活

消費生活センター

消費生活センターは、消費者の消費生活における被害を防止しその安全を確保するため、昭和52年6月1日に開設し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与する役割を担っています。

(1) 消費生活相談

消費者保護のため、消費者と事業者との間の取引において生じたトラブル、その他消費生活全般に関する市民からの相談に対して、消費生活相談員が迅速かつ適切に対応するとともに、消費者に情報等を提供し、消費者の利益の擁護及び増進に努めています。

○商品・役務別相談件数

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
商 品	商品一般	511	342	133
	食料品	70	112	107
	住居品	50	58	45
	光熱水品	11	24	26
	被服品	59	47	65
	保健衛生品	41	48	113
	教養娯楽品	92	76	104
	車両・乗り物	42	30	37
	土地・建物・設備	46	50	33
	他の商品	2	2	4
	小 計	924	789	667
役 務	クリーニング	4	7	2
	レンタル・リース・貸借	36	36	53
	工事・建築・加工	55	55	44
	修理・補修	10	16	25
	管理・保管	2	2	4
	役務一般	0	3	0
	金融・保険サービス	103	101	81
	運輸・通信サービス	241	226	188
	教育サービス	14	8	5
	教養・娯楽サービス	34	51	38
	保健・福祉サービス	44	69	80
	他の役務	57	58	50
	内職・副業・ねずみ講	10	8	8
	他の行政サービス	11	22	19
小 計	621	662	597	
他の相談	34	47	51	
合 計	1,579	1,498	1,315	

※「商品一般」は架空請求など特定できない商品。「他の商品」は上記に該当しない商品。

「役務一般」は複合サービスなど特定できない役務。「他の役務」は外食・冠婚葬祭・その他の役務。

「他の相談」は慣習・相続など商品・役務に該当しない相談。

(2) 消費者の安全確保

① 一般小売店への立入検査

商品の安全性の確保や買物の目安となる表示の有無などを確認しています。

- 消費生活用製品安全法に基づく立入検査
- 家庭用品品質表示法に基づく立入検査
- 電気用品安全法に基づく立入検査
- ガス事業法に基づく立入検査
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

② 食品等の放射性物質検査

消費者庁から貸与を受けた放射性物質検査機器を使って市民が持ち込んだ食品等の検査を実施しています。

家庭菜園などで採取した野菜、飲料水、流通品などが対象です。

(3) 消費者教育・啓発

① 消費生活講座

消費生活に関する必要な知識を習得して、賢い消費者を育成するため、市民を対象に消費生活出前講座を開催しています。

② 資料の展示、情報の提供

消費生活の参考となる資料の展示。また、各種パンフレットを配布して情報を提供しています。

13. 戸籍・住民登録・旅券（パスポート）

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編成され、日本国籍をも公証する唯一の制度です。また、住民登録は、住民票などの発行、小・中学校への就学、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などに関する事務の基礎となるものです。

市では、住民基本台帳の整備をはじめ、住民票の交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、戸籍簿の管理・届出受理、謄本・抄本の交付などを行っている他、パスポートの申請・交付業務を行っています。

(1) 支所・連絡所・パスポートセンター

市民の利便に配慮し5支所、1連絡所、1パスポートセンターを設置しています。支所・連絡所では、戸籍・住民登録・印鑑登録に関する業務、市税及び市税外収入の受領、その他関係各課の届出等の取次業務を、パスポートセンターでは、パスポートの申請・交付業務を行っております。また、支所・連絡所は本庁とオンラインシステムによって結ばれており、どこの窓口でも住民票、印鑑登録証明書、戸籍の謄・抄本などの交付ができるようになっています。

支所・連絡所等所在地

支所・連絡所等名	所 在 地	職員数
八 千 代 台 支 所	八千代台東1丁目1番10号	7 人
パスポートセンター	八千代台東1丁目1番10号	6
勝 田 台 支 所	勝田台2丁目5番地1	5
米 本 支 所	米本1359番地	3
高 津 支 所	大和田新田15番地	5
村 上 支 所	村上1113番地 1	5
睦 連 絡 所	島田台 756 番地	1

(2) 各種事務登録数

各年度末現在

区 分	年 度		30	元	2
戸 籍	本 籍 数		53,523	54,121	54,749
	本 籍 人 口		134,941	135,748	136,702
住民基本 台 帳	人 口	男	98,399	98,997	100,055
		女	100,566	101,278	102,506
		計	198,965	200,275	202,561
	世帯数		88,950	90,547	92,649
	(内)外国人住民人口		5,404	5,946	6,110

(3) 謄抄本・証明書等取扱通数

各年度末現在

区 分		年 度		
		30	元	2
戸 籍 謄 抄 本		37,491 通	39,072 通	35,340 通
住 民 票 謄 抄 本		110,912	110,729	112,796
印 鑑 証 明 書		56,557	54,288	55,344
諸 証 明		14,535	14,569	14,230

(4) 各種事務取扱件数

各年度末現在

区 分		年 度		
		30	元	2
戸 籍	出 生	1,881 件	1,745 件	1,707 件
	死 亡	1,870	2,026	2,088
	転 籍	1,098	1,149	992
	入 籍	332	326	289
	婚 姻	1,570	1,727	1,541
	離 婚	494	447	413
	法 7 7 条 の 2	181	197	162
	そ の 他	515	505	452
住 民 基 本 台 帳	転 入	10,257	10,856	11,450
	転 出	8,722	8,949	8,614
	転 居	5,539	5,473	5,992
	世 帯 変 更	2,796	2,872	3,042
	そ の 他	11	15	59
印 鑑	登 録 数	117,585	118,492	119,924
	新 規 登 録	7,732	7,689	8,073
	廃 止	6,728	6,737	6,613

(5) パスポート申請・交付件数 各年度末現在

区 分		年 度	
		元	2
申 請	10年	2,119 件	942
	5年(12歳以上)	1,080	177
	5年(11歳以下)	342	66
	記載事項変更	54	42
	査証欄増補	7	2
	紛失等	16	9
交 付	10年	1,919	1,061
	5年(12歳以上)	962	245
	5年(11歳以下)	332	86
	記載事項変更	46	48
	査証欄増補	6	3

*令和元年10月7日から業務開始

(6) 個人番号カードの交付

・令和2年度個人番号カード交付件数 27,815件

14. 人事・給料

(1) 職員の定数と現員

令和3年4月1日現在(単位:人)

区 分	市長部局	議 会	選 管	農 委	監 査	教 委	消 防	上下水道	合 計
事 務 系	548	10	6	5	6	84		29	688
技 術 系	84			1		6		27	118
栄養士・保育士	139					4			143
技能労務系	27					11		3	41
医療職関係	56					1			57
教育関係						28			28
消 防 職	1						227		228
合 計	855	10	6	6	6	134	227	59	1,303
定 数	896	12	6	6	6	170	230	75	1,401

(2) 職員の男女比

区分	全職員	管理職	
		部長相当職	課長相当職
総数	1,303	120	94
うち男性	886	100	75
うち女性	417	20	19
女性比率(%)	32.0	16.7	20.2

(3) 級別職員数及び給料

令和3年4月1日現在

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
職 務	部 長 次 会 計 管 理 者	課 長 室 長 主 幹	補 佐 副 主 幹	主 査 係 長	主 査 補	主任主事 主任技師	主 事 技 師	主 事 技 師	
職員数(人)	26	94	122	181	169	272	269	170	1,303
構成比(%)	2.0	7.2	9.4	13.9	13.0	20.9	20.6	13.0	100.0
最高給料(円)	432,900	417,571	400,036	390,651	380,687	340,000	269,400	247,600	
最低給料(円)	411,810	364,744	375,830	335,393	294,918	249,400	202,400	154,900	
平均給料(円)	427,685	406,879	394,676	370,797	333,488	274,328	233,334	193,516	

平均年齢 38歳9月

平均給料月額 300,286円

(4) 特別職の給料・報酬

令和3年4月1日現在

職 名		給 料 又 は 報 酬		
市	長	月	946,000 円	
副	市長	月	804,000	
教	育 長	月	737,000	
事	業 管 理 者	月	718,000	
教	育 委 員 会 委 員	月	56,000	
選	挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月	44,000
		委 員	月	38,000
		補 充 員	日	9,000
監	査 委 員	代 表 監 査 委 員	月	100,000
		識 見 を 有 す る 者 選 任 委 員	月	80,000
		議 会 選 出 委 員	月	50,000
農	業 委 員 会	会 長	月	53,000
		委 員	月	48,000
		農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月	41,000
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		委 員 長	日	9,000
		委 員	日	8,000
固 定 資 産 評 価 員		月	200,000	
投 票 所 の 投 票 管 理 者		回	12,800	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		回	11,300	
開 票 管 理 者		回	10,800	
選 挙 長		回	10,800	
投 票 所 の 投 票 立 会 人		回	10,900	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		回	9,600	
開 票 立 会 人		回	8,900	
選 挙 立 会 人		回	8,900	
市 の 国 民 健 康 保 険 事 業 の 運 営 に 関 す る 協 議 会		会 長	日	7,500
		委 員	日	7,000
民 生 委 員 推 せ ん 会		委 員 長	日	7,500
		委 員	日	7,000
青 少 年 問 題 協 議 会		会 長	日	7,500
		委 員	日	7,000
市 営 住 宅 等 入 居 者 選 考 委 員 会		委 員 長	日	7,500
		委 員	日	7,000
防 災 会 議		会 長	日	7,500
		委 員	日	7,000
		専 門 委 員	日	7,000

職	名	給料又は報酬	
特別職職員議員報酬等審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
通学区域審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
住居表示審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
総合計画審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
都市計画審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
学校給食センター運営委員会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
文化財審議会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
交通問題協議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
環境審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
市史編さん委員会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
教育支援委員会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
緑化審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
公民館運営審議会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
青少年センター運営協議会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
個人情報保護制度運営審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
個人情報保護審査会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
情報公開審査会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
廃棄物減量等推進審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
生涯学習審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
図書館協議会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000

職	名	給料又は報酬	
郷土博物館協議会	委員長	日	7,500円
	委員	日	7,000
スポーツ推進審議会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
介護認定審査会	委員長	日	27,500
	委員	日	27,500
建築紛争調停委員会	委員長	日	21,000
	委員	日	20,000
名誉市民選考委員会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
政治倫理審査会	委員長	日	7,500
	委員	日	7,000
入札契約適正化委員会	委員長	日	14,000
	委員	日	13,000
建築審査会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
障害者介護給付費等審査会	会長	日	27,500
	委員	日	27,500
国民保護協議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
	専門委員	日	7,000
介護保険事業運営協議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
八千代市産業振興審議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
子ども・子育て会議	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
いじめ問題対策調査委員会	会長	日	13,000
	委員	日	13,000
上下水道事業運営委員会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
行政不服審査会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
社会教育委員	会長	日	7,500
	委員	日	7,000
空家等対策協議会	会長	日	7,500
	委員	日	7,000

15. 職 員 研 修

(1) 基本的な考え方

社会経済状況の変化とともに、地方分権が進展し、地方公共団体には、高い自主性・自律性を持って、自らの判断と責任のもとに地域の実情に応じた行政運営をしていくことが求められる中、市職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、意欲を持って職務に取り組み、限られた行財政資源で市民ニーズに的確に対応していくために、一人ひとりが、かけがえのない財産、「人材」として育ち、組織が活性化していくことが必要であると考えます。

八千代市においては、人事評価を活用した、人材育成に取り組んでおり、本年度も、人事評価マニュアルをもとに、職員の能力評価等を進めていくため、評価者研修等を実施いたします。

また、「八千代市人材育成基本方針アクションプラン」を基に、今後とも、環境の変化や時代の要請に求められる職員を育成するため、研修部門、人事部門が一体となって、職員の育成に力を入れ、体系的かつ計画的に職員研修を実施いたします。

求められる職員像

- * 市民から信頼される職員
- * 責任を持って仕事をする職員
- * 高い見識を有する職員
- * 市民の立場で発想する職員
- * 経費と効果を常に意識する職員

(2) 研修体系

① 職場研修

日常の執務を通じて実務上の必要な知識、技能等を習得させることを目的として実施します。

② 職場外研修

ア. 一般研修

(a) 新規採用職員研修

新たに採用された職員を対象に、職員としての基本的役割と責任を自覚し、職務を正確に遂行させるために必要な知識及び技術の習得を図るほか、職場への適応力を養成します。

(b) 一般職員研修

職務級の2級から4級までの職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能及び判断力を習得させるとともに市政についての視野の拡大と問題解決能力の向上を図ります。

(c) 管理監督者研修

職務級の5級以上の職員を対象に、管理監督者としての責務を自覚させ、リーダーシップ、意思決定能力等の管理能力を習得させるとともに広範囲にわたる行政識見及び総合的な政策形成能力の向上を図ります。

また、7級以上の職員を対象に、管理者として人材を育成し、組織活力を向上させることを目的として、評価者研修を実施します。

イ. 特別研修

主として専門的な知識、技能等を習得させ、その実務能力の向上を図ることを目的として実施します。三市合同職員研修、パソコン研修、実務研修、普通救命講習など。

ウ. 派遣研修

国または、他の地方公共団体、研修機関等へ派遣し、職務に必要な知識、技能等の習得を目的として実施します。派遣先は、千葉県自治研修センター、市町村職員中央研修所など。

エ. 視察研修

内国及び外国に先進都市の行政事情について、調査及び研究を行うことを目的としています。

③ 自己啓発

自己啓発は、本人の意欲、主体性があるはじめて可能となるため、職員が自己啓発に取り組みやすい組織風土づくりやきっかけづくりを行います。